

入 札 公 告

福島県後期高齢者医療広域連合電話機等賃貸借について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成 19 年福島県後期高齢者医療広域連合規則第 8 号。以下「規則」という。）第 79 条の 2 の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 14 日

福島県後期高齢者医療広域連合長 馬 場 雄 基

1 入札に付する事項

- (1) 業務等名 福島県後期高齢者医療広域連合電話機器等賃貸借
- (2) 業務場所 福島県後期高齢者医療広域連合の指定する箇所
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和 13 年 8 月 31 日まで
- 内、賃貸借期間 令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日まで（60 カ月）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 規則第 79 条で定める者であること。
- (2) 規則第 79 条で定める者の内、指名停止等の入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者、又は、申立てをなされた者でないこと。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、又は、支店、若しくは、営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）でないこと、又は、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (6) 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 3 回以上締結し、且つ、誠実に履行した者であること。

3 入札参加手続等

(1) 入札参加資格の事前審査

- ア 申請期限 令和8年7月21日(火)午前12時まで
- イ 申請書類 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号 その1)
同種・類似業務等の実績調書(様式第1号 その2)
- ウ 申請方法 電子メールで提出すること。(申請期限必着)
なお、「条件付一般競争入札参加資格確認申請書」の原本は、入札日に持参すること。
- エ 申請先 福島県後期高齢者医療広域連合
電子メールアドレス:soumu@fukushima-kouiki.jp
- オ 資格審査結果 令和8年7月21日(火)中に、書面にて通知を発出するほか、電子メールにて申請者に通知する。

(2) 設計図書、契約条項等の閲覧期間及び閲覧場所

- ア 閲覧期間 令和8年7月14日(火)から令和8年7月27日(月)まで
- イ 閲覧場所 福島県福島市中町8番2号 福島県後期高齢者医療広域連合
なお、すべて福島県後期高齢者医療広域連合ホームページに掲載済み。

(3) 設計図書等に関する質問及び回答

- ア 受付期間 令和8年7月14日(火)から令和8年7月21日(火)午前12時まで
- イ 受付先 福島県後期高齢者医療広域連合
電子メールアドレス:soumu@fukushima-kouiki.jp
電話番号:024-528-9025
- ウ 受付方法 条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書(様式第4号)を、受付期間内に電子メールにより提出し、提出後ただちに電話連絡を行うこと。
- エ 回答予定日 令和8年7月23日(木)
- オ 回答書掲載方法 福島県後期高齢者医療広域連合ホームページに掲載。

4 入札方法等

(1) 入札日時 令和8年7月28日(火)午前11時00分

(2) 入札執行場所 福島県福島市中町8番2号 福島県後期高齢者医療広域連合

(3) 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税の額を含まない金額を入札

書に記載すること。

(4) 開札は、入札終了後ただちに入札会場で行うものとする。

(5) 入札当日、本人又は代理人が、「入札書」及び「入札参加資格確認通知書（第3号様式）」を持参すること。

5 最低制限価格

本入札については、最低制限価格を設定しない。

6 入札保証金

(1) 入札保証金の納付は、規則第80条の規定による。

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を納付させるものとする。

7 契約保証金

契約保証金の納付は、規則第99条の規定による。

8 入札の無効等

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、福島県後期高齢者医療広域連合条件付一般競争入札実施要綱及び福島県後期高齢者医療広域連合入札参加者心得で定める入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

その他詳細、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先

福島県後期高齢者医療広域連合 担当 中村

電 話 024-528-9025

F A X 024-521-0254

電子メール soumu@fukushima-kouiki.jp